|  |  |
| --- | --- |
| 　令和　５年　　月　　日　　時　　分　受理 | 受付順位 |
|  |  |
| 提出者に対する質疑通告書　藤枝市議会議長　　山根　一　様藤枝市議会議員　９番　石　井　通　春　㊞ |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 |
| 第35号議案藤枝市手数料徴収条例の一部改正 | 　マイナカード所持者のみ住民票等の発行手数料を減額する条例。１：マイナカード取得は義務ではなく希望者のみである。マイナポイントによるアメをちらつかせても、国民の4人に1人は取得を拒否しており、強烈な意思の現れである。にもかかわらず、住民票減額導入の理由として「市民がこの大きな潮流に取り残されないようにするには、条例改正は市の責務」とし、国においては「ほぼ全ての国民に行き渡った」と述べている。こうした発言と行政サービスに格差をもたらすことは、取得したくない市民への差別に当たるのではないか。２：市役所で作成する住民票等が、なぜ庁舎外のコンビニで発行した方が手数料が安価なのか。市民が納得できる説明が可能か。３：法定事務以外の拡大が見込まれる事について　現在審議中のマイナンバー法改定では、税・社会保障・災害対策の3分野に限定し、自治体には「法定事務」としているが、条例で措置した自治体事務は法定することなく利用可能としている。行政分野で際限なく拡大することで、プライバシー侵害の危険性を一層高めるものではないか。４：目的として市が掲げている3点1. 行かなくてもよい市役所の実現

マイナポイント取得のため、これまでどれだけの市民が市役所に来たのか。なによりも市が認識しているのではないか。今後も、保険証が廃止されれば郵送ではなく申請となり来庁が必要となる。一年一度くらいしか必要としない住民票の発行と比べて「行かなくてもよい」と言える理由は何か。1. 減額サービスによるカード普及促進

現在、取得をしていない人は2万のポイントすら必要としていないのに、100円の減額で取得が進むと言えるのか。1. 他市との行政サービスのバランス

なぜ、隣の焼津や島田と併せる必要があるのか。 |